

周南市長期未着手都市計画公園見直し方針(素案)に対する意見交換会

【日時:令和3年11月15日(月)19時00分～】

場所:周南市徳山保健センター 健康増進室3(視聴覚室)

参加人数:8名

意見の要旨	市の考え方(交換会の場で回答)
意見無し	/

【日時:令和3年11月16日(火)19時00分～】

場所:周南市新南陽ふれあいセンター 2階 大会議室

参加人数:6名

意見の要旨	市の考え方(交換会の場で回答)
住区基幹公園の整備水準の標準値2.0㎡というのは、都市公園か都市計画公園か。	都市計画公園ではなく都市公園である。
都市計画公園についての標準値はないのか。	区画整理地内の公園のように都市計画公園として計画されておらず、全体計画の中で公園が整備され、最終的に都市公園となるというものもある。そのため、条例上も都市公園としての標準値のみ示し都市計画公園としての標準値はない。
今回は都市計画決定の公園の未開設エリアは廃止となるが、公園機能としては満足しているから問題ないというような整理でよろしいか。	そのとおり。
部分開設の東川緑地公園や金剛山公園について、今は近隣公園という扱いになっているが、面積が小さくなった場合そのまま近隣公園となるのか、それとも街区公園となるのか。	現時点では、明確には決まっていない。このことについては、周南市における近隣公園の機能、街区公園の機能を照らしあわせながら決定していこうと考えている。 タイミングとしては、方針決定後、都市計画変更の手続きの段階で決定していく。
人口減少などの社会情勢の変化を踏まえて見直しがされているということだが、そもそも未開設の4公園については、昭和38年に計画決定されており、高度経済成長期の中で整備できたと考えるが、なぜ現在に至るまで着手されなかったのか。	昭和38年に都市計画決定された未開設公園については、周南団地の区画整理事業をきっかけとして都市計画決定されており、周南団地内の公園は、具体的な市街地整備の計画がある中で整備されている状態である。 公園整備については、徐々に市街化が進む中で整備していくという流れ、もしくは区画整理といった計画の中で整備されるのが一般的と考えているが、そのような段階の中で人口減少や少子高齢化が進んでいってしまい、整備できなかった、そして長期未着手になってしまったという背景があるのではないかと考えている。

長期未着手都市計画公園見直し方針(素案)の
意見募集(パブリック・コメント)に対する意見の内容と市の考え方

【日時:令和3年11月12日(金)~12月13日(月)】

意見者:2名

意見	市の考え方
P11の「4 都市公園の再編等に関連する法律・指針」というタイトルは「保存・廃止等に関連する」などとしたほうがよいのではないかと思う。	今回の方針の主旨は長期未着手都市計画の見直しに係ることですので、ご指摘のとおり、この表現についてはより分かりやすい表現となるよう検討します。
部分開設公園の最終的な評価結果について、本編を読むと意味はわかるが、少しわかりにくいと思う。	ご指摘のとおり、この表現についてはより分かりやすい表現となるよう検討します。
方針策定後の都市計画変更手続きはいつ頃着手する予定ですか。	対象公園周辺の住民に対して説明会等を行い、順次着手する予定です。